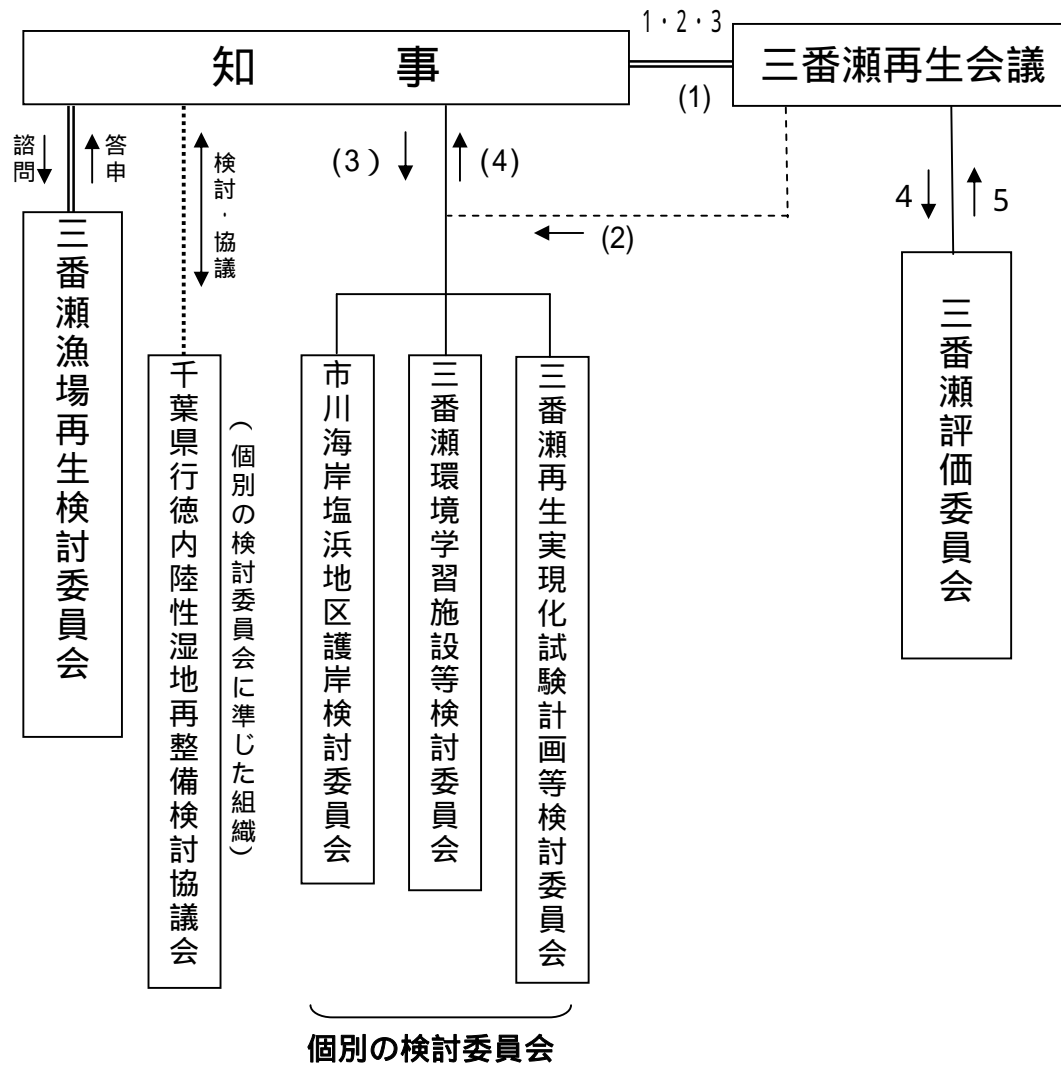


# 三番瀬関連組織の位置づけについて



## 再生会議・評価委員会の流れ

- 1 再生計画について諮問・答申 (設置要綱2条(1))
- 2 重要事項について説明・意見 (設置要綱2条(2))
- 3 実施事業の内容や環境影響についての検討状況の報告・意見 (設置要綱2条(3))
- 4 必要に応じ専門的な検討を指示 (設置要綱7条)
- 5 検討結果報告

## 個別の検討委員会の流れ

- (1) 個別の検討委員会の設置及び検討結果等について説明・意見
- (2) 再生会議委員が個別の検討委員会に委員として参加
- (3) 必要に応じて「個別の検討委員会」を設置し、施策別の事業計画案等の検討依頼
- (4) 検討結果の報告

## 千葉県行徳内陸性湿地再整備検討協議会(H6設置)について (「千葉県行徳内陸性湿地再整備検討協議会設置要領」より)

- 1 設置目的  
野鳥の生息地及び生態観察の場としての環境整備を図るため、行徳内陸性湿地再整備の諸対策を総合的見地から協議し、円滑な推進を図る。
- 2 協議事項
  - (1) 行徳内陸性湿地再整備についての基本的な考え方
  - (2) 野鳥の生息に適した環境づくりの手法の検討
  - (3) 再整備基本計画案の検討
  - (4) 生態観察の場としての整備手法の検討
  - (5) その他行徳内陸性湿地の整備等に関する事
- 3 委員  
委員は学識経験者、市川市の職員、関係団体の代表者及び県関係行政機関の職員の中から知事が委嘱又は任命する。

\* なお、協議会は公開により開催されている。